

平成 27 年 12 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 27 年 12 月 24 日 (木) 開会 16 時 30 分
閉会 18 時 30 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
明石 光伸 教育委員
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
議事録署名委員 明石 光伸 教育委員

教育庁	湊 博秋	教育参事
	重岡 秀徳	教育次長兼教育総務課長
	篠田 誠	学校教育課長
	永野 康洋	生涯学習課長
	溝部 敏郎	スポーツ健康課長
	大鳥 悦子	学校教育課参事
	猪俣 正七郎	学校教育課参事兼総合教育センター所長
	赤峰 三代子	生涯学習課参事
	三木 武夫	別府商業高等学校事務長
	平岡 美佐子	人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
	三宅 達也	教育総務課課長補佐兼教育企画係長
	志賀 貴代美	教育総務課主幹兼指導主事
	大嶋 健司	教育総務課主任

傍聴人 1名

- 議事日程
- 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 平成 28 年度「別府市教育行政基本方針」について【議第 65 号】
※非公開、継続審議
 - 第 3 別府市立西・青山統合幼稚園の園名候補の選定について
【議第 66 号】
 - 第 4 平成 27 年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について
【議第 67 号】
 - 第 5 別府市学齢児童、生徒就学援助規則の一部改正について
【議第 68 号】
 - 第 6 別府市中央公民館・市民会館の新愛称について【議第 69 号】
 - 第 7 別府市公民館条例施行規則の一部改正について【議第 70 号】
 - 第 8 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正
について【議第 71 号】
 - 第 9 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正
について【議第 72 号】

第 10 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第 73 号】

報告事項 (1) 平成 27 年第 4 回市議会定例会について【報告第 21 号】

その他 (1) 山の手小学校の校章について
(2) 1 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 それでは、平成 27 年 12 月の定例教育委員会を開催いたしたいと思います。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員の指名について、今回は明石光伸委員にお願い申し上げます。

寺岡教育長 議事日程第 2、議第 65 号 平成 28 年度「別府市教育行政基本方針」については、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とし、議事の最後に審議いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全 委 員 異議なし。

寺岡教育長 議事日程第 2 については、そういうことで非公開とし、最後に審議いたします。

◎ 別府市立西・青山統合幼稚園の園名候補の選定について

寺岡教育長 それでは、議事日程第 3、議第 66 号 別府市立西・青山統合幼稚園の園名候補の選定について、事務局からお願いします。

教育次長 議第 66 号 別府市立西・青山統合幼稚園の園名候補の選定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。
お手元の資料の 2、3 ページをお願いします。別府市立西・青山統合幼稚園の園名につきましては、平成 27 年 10 月 20 日（金）から、別府市教育委員会のホームページ、教育委員会だより、ポスター、市報 11 月号にお

いて公募することを告知いたしました。平成 27 年 11 月 2 日（月）から 11 月 20 日（金）の間、応募がありまして、その結果は掲載しているとおりの状況でございます。平成 27 年 12 月 2 日（水）に第 4 回開校準備協議会を開催いたしました。結果をご覧になってもわかりますとおり、応募総数 142 口の内、114 口が「山の手」と、特段 2、3 の候補に絞り込みはしないで、このままの状況で別府市教育委員会に報告して議決をいただいております。圧倒的多数な状況でございます。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。議第 66 号は、新しい幼稚園の園名の選定についてでございますが、事務局からは「山の手幼稚園」でどうだろうかということでございます。過去に、別府中央小学校では同じように別府中央幼稚園と決定した後、私立の別府中央幼稚園からクレームがきまして、大きな問題になったことがありました。今回の場合、山の手保育園がございすけれども、その辺りはいかがでしょうか。

教育次長 今回、事前の開校準備協議会でもこの件を取り上げましたが、開校準備協議会委員の皆様からは「山の手」も（候補に）入れてはどうかということ、山の手保育園に出向きまして、園長に状況を説明して意向をお尋ねしたところ、特段支障はなく、近くに幼稚園ができて、自分の保育園と同じ名前なので、却って宣伝になっていいのではないかとということでご理解をいただきましたので、「山の手」も候補の中に含めて応募したという状況でございます。以上でございます。

寺岡教育長 これは、平仮名ではなくて漢字ですか。

教育次長 漢字です。

寺岡教育長 では、教育委員の皆様から何かご質問やご意見はございませんか。

高橋委員 前回は、平仮名表記にさせていただいたわけですね。今回はここまで「山の手」（が多い）ということであれば異論は無いと思いますが、漢字表記にするか平仮名表記にするかということですが、今 1 小学校 1 幼稚園という別府市の姿から考えると、小学校と同じにした方がいいのかなと思いはありますけど。

寺岡教育長 皆様、どうでしょうか。議事日程第 3 は山の手小学校に準じるということよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 では、議第 66 号は、園名につきましては小学校と同じく漢字表記で「山の手幼稚園」とするということで、議決いたしました。

◎ 平成 27 年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について

寺岡教育長 それでは議事日程第 4 の議第 67 号 平成 27 年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱についてお願いします。

学校教育課長 議第 67 号 平成 27 年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱については、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により議決を求めるものでございます。

平成 28 年度の別府市奨学生選考にあたり、平成 27 年度別府市奨学生選考委員会を開催したいと考えております。つきましては、別府市奨学生選考委員会規則第 2 条第 1 項及び第 2 項に基づき、選考委員の委嘱についてご審議の程よろしくお願いいたします。別府市奨学生選考委員会規則は 5 ページの下にございます。第 2 条第 1 項は「委員会は委員 11 名をもって組織する。」、第 2 項は「委員は、教育長、教育委員、市長、市議会議員代表 1 名、民生委員代表 2 名、市内学校長代表 1 名及び学識経験者 1 名とし、別府市教育委員会が委嘱する。」と規定されております。その上に、11 名の表を掲載しております。名前を読み上げて説明いたしたいと思っております。まず長野恭紘別府市長、市議会議員を代表しまして厚生環境教育委員会の中藤正委員、それから民生児童委員代表 2 名として、高橋洋明民生児童委員協議会副会長、同じく福田保則民生児童委員協議会会計、それから学識経験者代表といたしまして友永豊次別府中央ライオンズクラブ会長、中学校長代表として山本武成中学校長会長、続きまして寺岡悌二教育長、福島知克教育長職務代理人、明石光伸教育委員、高橋護教育委員、小野和枝教育委員でございます。以上、ご審議をよろしくお願いします。

寺岡教育長 今年度の別府市奨学生選考委員会委員の委嘱でございますが、11 名の委員で組織するというところで、教育委員の皆様、何かご質疑、ご意見等がございますか。

明石委員 ライオンズクラブの会長は毎年変わるはずですけど、ライオンズクラブは順番で変わっているんですか。

寺岡教育長 ライオンズクラブは、いくつかございますね。

明石委員 昨年度は。

学校教育課長 昨年とは学識経験者が変わっています。どのライオンズクラブかは確認が必要です。

高橋委員 この方は、別府中央ライオンズクラブの方ですよね。

学校教育課長 はい、別府中央ライオンズクラブです。

明石委員 いつも同じ別府中央ライオンズクラブだとどうかと思います。

寺岡教育長 教育委員会事務局職員の職名と行政不服審査法の全部改正により、教示文を改めることに伴って規則を改正したいということでございますが、何かございませんでしょうか。

明石委員 確認欄のところで、教育次長が現におられるから、わざわざ教育次長を削る必要がないと思うんですけど。

高橋委員 私も思いました。併記することはできないんですか。

教育参事 以前は教育次長兼教育総務課長で、部長職がいませんでしたので、教育長が部長職を担っていたわけです。今回、新教育委員会制度に移行して、(教育長が)特別職になりましたので、教育次長をそのまま残すということになると、教育次長が見てからまた私が見るということになり、他の部局との方向性の違いが出てくるのかなという思いはしております。

明石委員 教育次長がいなければ削るのはわかりますけど、現に教育次長がおられるから。教育次長の役目は、ちゃんとあるんでしょう。

寺岡教育長 教育参事が事務局を総括しておりまして、教育総務課長は教育総務課を総括しています。教育次長については。

教育次長 どちらかという、教育参事の補佐のような形です。教育総務課長は教育総務課の総括をするのですが、教育参事は全体の総括をしておりますので、教育次長はそれを補佐しています。

高橋委員 今まで教育次長がやっていたことを、今は教育参事がやっているという考え方でいいんですね。

教育次長 はい。

明石委員 教育次長は教育参事の補佐の役目をしているわけですから、立派な職務じゃないんですか。それなら、決裁をしないと。

寺岡教育長 体制は強化されましたね。

明石委員 企業でも、体制強化のためにそういうのがありますよ。

教育参事 基本的に、市長部局にも次長がおります。(例えば)企画部次長兼〇〇課長という形ですが、そこには決裁権が無いです。

高橋委員 難しいですね。

明石委員 決裁権が無い役職というのは。

教育参事 部長がいない場合に限って代わりに決裁をする代決権が与えられるということなんです。

明石委員 (教育参事を) つけ加えるというならわかりますけど、わざわざ教育次長を削らなくてもいいんじゃないかなと思います。

寺岡教育長 そういう意見も参考にさせていただきます、その他よろしいでしょうか。議事日程第5については議決ということによろしいですか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第68号は議決いたしました。

◎ 別府市中央公民館・市民会館の新愛称について

寺岡教育長 それでは議事日程第6の議第69号 別府市中央公民館・市民会館の新愛称について、生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長 議第69号 別府市中央公民館・市民会館の新愛称について、別府市教育委員会所管事務委任規則第3条の規定により議決を求めるものでございます。

現在工事中の別府市中央公民館・市民会館につきましては、予定どおり来年2月末竣工で、平成28年4月1日(金)のオープンに向けて、順調に工事が進んでいる状況でございます。平成27年9月定例教育委員会でもご意見のございました、リニューアルを機に名称をどうするかということについて内部で検討した結果、別府市公会堂という名称を愛称として使いたいと考えております。条例の方ではそういう文言を謳っておりませんが、愛称として皆さんに親しんでいただこうと考えております。12ページをお開きください。下の方に周知方法と標記の例がございますけれども、建物全体を「別府市公会堂」として、その中に別府市中央公民館と別府市市民会館があるということで「別府市公会堂(中央公民館・市民会館)」という標記にさせていただきますと考えております。それと、13ページでございますが、別府市公会堂の中の見取り図がございます。1階部分が全て別府市中央公民館、2、3階部分が全て別府市市民会館ということで統一させていただきますと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 別府市中央公民館・市民会館の新愛称でございますが、別府市公民館条例では「別府市中央公民館・市民会館」で、愛称は「別府市公会堂」ということでございます。1階が別府市中央公民館、2、3階部分が別府市市民会館で、併せて全体が「別府市公会堂」ということです。ちなみに、別府市総合体育館「べっぷアリーナ」は、「べっぷアリーナ」が愛称となっております。いかがでございましょうか。

高橋委員 社会教育法というのは、別府市独自で変更することはできないんですね。

生涯学習課長 社会教育法自体は、別府市では変更ができません。社会教育法に基づいた別府市公民館条例によって、設置しています。

寺岡教育長 いよいよオープンするわけですが、標記で、公会堂の「会」というのは。

生涯学習課長 今の字で一応考えています。当初は旧字体も考えたのですが、旧字体を使うとわかりにくいかなというところもありましたので。

寺岡教育長 よろしいですか。では議事日程第6については議決ということでよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

寺岡教育長 議第69号は議決いたしました。

◎ **別府市公民館条例施行規則の一部改正について、別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について**

寺岡教育長 それでは議事日程第7、議第70号 別府市公民館条例施行規則の一部改正について、生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長 議第70号 別府市公民館条例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。
14ページをお開きください。地区公民館の使用料等につきましては、平成27年第4回市議会定例会において既に議決をいただいているところでございます。今回の別府市公民館条例施行規則の一部改正につきましては、いわゆる申請書類等の文言を変えたところでございます。16ページから19ページまで、新旧対照という形でアンダーラインを引いております。基本的には変わっておりませんが、この機会に文言の整理を行わせていただきました。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。別府市公民館条例の一部改正に伴いまして、様式の一部を改正しようということでございますが、教育委員の皆様はいかがでしょうか。

それでは引き続き、議事日程第8、議第71号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、お願いします。

生涯学習課長 議第71号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。
これも、先ほどの別府市公民館条例施行規則の一部改正と同様に、申請書類等の文言を整理させていただいたところでございます。22ページから25ページに、新旧対照という形でアンダーラインを引いております。内容につきましては、先ほど（の議第70号）と同じような内容でございます。以上でございます。

寺岡教育長 別府市公民館条例施行規則と同じように、別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴いまして、様式を一部改正しようということですが、教育委員の皆様は何かございましょうか。

明石委員 「2 使用施設」の項目ですけど、これは施設に係る使用料が全て同じ値段だから、使用施設名を削除したということですかね。大ホールと会議室で使用料が違ったら、今までどおりいるんじゃないかなと思うんですが。

生涯学習課長 ご指摘の部分もございしますが、それぞれの方に書いていただくということで、特に深い意味はありません。

明石委員 場所を自分達で書くということですね。

生涯学習課長 はい、そうです。

明石委員 それなら、わざわざ削除する必要も無いと思いますけどね。

高橋委員 そうですね。利用者からすると、丸で囲むだけでいいですからね。

明石委員 (わかる人は) 例えば第〇会議室はどんな所ですかと聞くこともできるけど、どこに何があるか知らない人にとっては不親切な感じがあります。

生涯学習課長 確かにそういった点もございしますので、もう一度再提案させていただいた方がよろしいでしょうか。

寺岡教育長 そうですね。再提案したいということですが、いかがでしょうか、市民の立場からすると。

高橋委員 利用者からするとね。

明石委員 利用者からすると、どういう施設があるのかわかった方が親切ですね。(削除したのは) もっと深い理由があるのかと思ったので。

寺岡教育長 生涯学習課長、却下ということで、再提案ということでもよろしいでしょうか。

生涯学習課長 もう一度検討させていただいて、平成 28 年 1 月に再提案させていただきたいと思います。

寺岡教育長 議第 70 号と議第 71 号は再提案するということで、よろしいでしょうか。

※全委員了承、継続審議へ

◎ **別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正について、別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について**

寺岡教育長 それでは議事日程第9、議第72号 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正についてでございますが、生涯学習課長よりお願いします。

生涯学習課長 議第72号 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

27 ページをお開けください。これについて、まず大きなところでは別府市立少年自然の家「おじか」の使用料を徴収したいという意図がございまして、今回改正をさせていただきたいと考えております。28 ページ以降に新旧対照表を掲載しておりますが、左が改正案で、右が現行でございます。まず文言の整理として、第5条第1号でございますが、「学校行事として使用する」というところを、削除させていただいております。それから、29 ページですが第8条以降に使用料に関する条文を加えて、使用料、減免、還付という形で掲載しております。使用料については、30 ページをご覧くださいなのですが、別表の内容として、第5条第1号及び第2号に規定する者は、宿泊して使用する者が100円、それから関連団体の指導者についても100円、第5条第4号に規定する者は、実際は高校生以上の大人になろうかと考えられますが500円、日帰りについてはそれぞれ50円、50円、200円と設定をさせていただいております。ただし、これにつきましては、29 ページに戻っていただきまして、第8条第1項ですが、別府市内の小中学生については今までどおり無料とさせていただきたいと思えます。要は、別府市外の小中学生につきましては、30 ページの別表のとおり1泊100円を徴収したいと思えます。31 ページから33 ページにつきましては、大変申し訳ありませんが、現行と改正案がさっきと左右が逆になっております。これにつきましては、使用許可書等の様式を変更させていただいております。それから、34 ページ以降につきましては、使用料の減免申請書や還付申請書等の様式を新しく定めております。見難くて申し訳ありませんが、以上でございます。

寺岡教育長 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正でございますけれども、今、別府市立少年自然の家「おじか」は何年目くらいですか。

生涯学習課長 40年近くになります。

寺岡教育長 40年くらいにして、初めて市外の方から使用料を徴収しようという大きな改正でございますが、一番大きな理由は何でございますか。

生涯学習課長 1つは、以前は別府市内の小中学校が主だったんですが、市外からも別府市立少年自然の家「おじか」は（使用料が）無料だということで、結構入

ってきております。その中で、別府市民の税金を使って運営している施設に、市外から来る人も無料というのはいかがなものかという声が以前からございました。それともう1つは、費用対効果の問題でございますけれども、この別府市立少年自然の家「おじか」を存続するにあたってたくさんの経費がかかるわけですが、その一部についてはこういう形で収入を得て、少しでも経費を少なくしようという狙いでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。教育委員の皆様、何かございませんか。

福島委員 今までは学校行事として使用する時のみだったのが、今度は小中学校の生徒であれば、誰でも使用できるんですか、特別支援学校も含めて。

生涯学習課長 実際、現在使っているのが学校行事だけではなくて、例えば地区のスポーツ少年団や子ども会等もございますので、そういったものも含めて子どもに関連するというところで、広く取っているところでございます。

福島委員 ということは、家族で泊まりに行ってもいいということですか。

生涯学習課長 基本的には、それもできると思います。

明石委員 第5条で「並びにその指導者」という部分を削除しているんですが、使用料を徴収する対象について、「その他少年自然の家を使用させることが適当と認められるもの」との整合性はどうかなと思います。

生涯学習課長 それについては、表現の方法がちょっと回りくどい言い方かと思っておりますけれども、いわゆる小中学生以外の人については原則有料という中で、スポーツ少年団体等の指導者で来る人は、本来であれば大人としての使用料をいただくんですけども、指導者ということで減免をさせていただくという形を取っております。

明石委員 家族もいいとなると、もう一文必要ではないかと思えます。

福島委員 ご飯代は、（自分で）出すんですよね。

生涯学習課長 実費で支払っていただきます。

福島委員 例えば、別府市に住んでいる私が小学生の孫を連れて行ったら無料になるんですか、ご飯を食べなかったら。

生涯学習課長 指導者としてはどうかと思えますけど、ただ別府市立少年自然の家「おじか」にはプログラムがありますので、家族の方にもそのプログラムに基づいて活動をしていただくこととなります。

福島委員 それを良しとすれば、無料でいいわけですか。

寺岡教育長 生涯学習課長、ホテルや旅館として使うようなことについては、使用でき

ないということですよ。

生涯学習課長 はい、そうです。

福島委員 本来の目的で泊まろうとする人が、泊まれないということはないですかね。少し制限を加えておかないと。

寺岡教育長 第3条に「少年自然の家は、次の各号に掲げる事業を行う。」ということで、「(1) 集団宿泊研修に関すること。(2) 野外観察、自然探求その他自然に親しむ学習活動に関すること。(3) 体育、レクリエーション及び野外活動に関すること。(4) 使用団体指導者の研修育成に関すること。(5) その他少年自然の家の設置目的を達成するための必要な事業に関すること。」と規定されています。

生涯学習課長 (改正案の) 第5条の中で、第1号については小学校、中学校、特別支援学校、第2号については少年団体、いわゆる子ども会や地区スポーツ少年団体、(第3号は) それらに該当する引率者や指導者であれば使用ができるということで、使用者の範囲を規定させていただいております。

寺岡教育長 生涯学習課長、(改正案第5条第3号中の)「前2号」というのは、(1)、(2)のことですか。

生涯学習課長 カッコ付きの数字は、号になります。

福島委員 「学校行事として使用する」という部分を入れていけば、(改正案の) 第5条第1号から第4号まで全てにかかってくるから、制限がかかるわけですが、これを取ってしまえば、本当に別府市内に住んでいるおじいさんが孫を連れて行って、(使用料が) 無料という例が出てきませんかね。楽ですよ、おじいさんは。(プログラムで) 全部遊んでくれるから。そんな不埒な人がいないですかね。

高橋委員 いないとも限らないでしょう。だって、自然観察と野外探求なんて言われたら、やっぱりちょっと連れて行ってみたいと思いますよ。

福島委員 おじいさんが孫を教育したり遊んだりするのは結構大変なんです。それが、(別府市立少年自然の家「おじか」) に行ったら全部無料でやってくれるとなると。

小野委員 引率者も一緒に活動するんですよ。

生涯学習課長 場合によりますけど、一緒にする場合もあります。

小野委員 引率者はしなくてもいいんですか。

寺岡教育長 強制は無いです。

- 福島委員** 子どもの面倒を見てもらう傍で、昼寝したりするような不埒な人が出てこないですかね。
- 明石委員** やっぱり、引率指導者というのが必要ですね。
- 福島委員** 何かそういう制限をかける枕詞みたいなものが必要じゃないですかね。
- 寺岡教育長** 学校行事として使用するという制限が必要ではないかということですね。
- 高橋委員** 「学校行事として使用する」という部分を削除するのは、意味がわかるんですよ。
- 福島委員** だけど、その部分が無くなって、不埒な人が言い張った時にどうするかですね。困らないですか。
- 生涯学習課長** 改正案を作る際、実は他の少年自然の家の事例を見ながら作りましたけれども、家族で来た場合についてはあまり想定をしていなかったようです。もし来たとしても、別府市立少年自然の家「おじか」の中のプログラムをやっただけなのであれば、許可が出せるのではないかと考えております。ただ、集団宿泊研修に関する授業等がありますので、家族単独での宿泊を想定していなかったんですけども、ある程度の団体であれば、使用ができるかと考えてはいます。
- 高橋委員** 第6条が、使用の許可ですね。教育委員会で判断する際、おじいさんと孫が来ているのはいいなと思うのであれば、許可するかどうかですね。
- 明石委員** むしろ、今の家族を考えると、助けになるから、こういうことを勧めないといけないですね、教育行政として。
- 高橋委員** そうですね。
- 福島委員** それはいいですよ、想定していれば。団体というのが、2名以上か3名以上かで、2名以上引率すれば団体でしょう。
- 生涯学習課長** 団体です。
- 福島委員** 想定しているならいいですけど、想定していないなら書き方をちょっと変えた方がいいです。誰が来てもよくて、市外の人から使用料を徴収するというのなら、それはそれで。
- 明石委員** 福島委員の今の考えは、悪くはないですね。家庭内崩壊とかで、2世代、3世代（の交流）を別府市立少年自然の家「おじか」で作れるなら、いいことですよ。
- 福島委員** おじいさんおばあさんも行きますね。

- 明石委員** 画期的なことじゃないですかね。いいアイデアですね。
- 高橋委員** そうだと思います。今回は、市外の方々からの使用料を、別府市民の倍額徴収させていただくというところが1つのメインになるわけですね。
- 生涯学習課長** はい、そうです。
- 明石委員** あまりにも安すぎないですかね、倍額だとしても。
- 福島委員** キャンプ場よりも安いですね。
- 生涯学習課長** 金額につきましては、いろいろ協議もあったのですが、無料からいきなり500円、千円にするのはどうかということもありましたので、当面はまず市外の方から使用料をいただくという姿勢を見せるということで、最低の料金で（設定）させていただいております。
- 寺岡教育長** 大分県内で同じような施設を持っているのは、大分市もそうでしたよね。
- 生涯学習課長** 大分市に、のつはる少年自然の家がありまして、無料です。ただし、大分市民以外は利用できません。また、大分県の大分県立社会総合教育センター九重青少年の家と大分県立社会総合教育センター香々地青少年の家は、大分県民なら1人180円です。
- 寺岡教育長** 100円というのは、金額としては。
- 生涯学習課長** よその少年自然の家に比べれば、最低のところですが。ただ、施設的に新旧はありますので、先ほども申しましたとおり、開所から40年近く経っており、あまり高い金額設定にするのもどうかというところがございます。
- 小野委員** 日帰りは50円なんですか。
- 生涯学習課長** 日帰り利用についても、実際たまにあるらしくて、幼稚園の遠足等の帰りに寄って、アスレチック施設を利用するようです。それらも全て無料にするのはどうかということですので、一応半額徴収するように考えています。ただし、現実として利用数は少ないです。
- 寺岡教育長** 使用料を徴収することによって、どういう影響があるか等はわかりますか。
- 生涯学習課長** やってみなければわからないですけども、現在大分市の小学校等の市外からの利用が3割くらいを占めていて、それが若干減のかなということも考えております。ただし、（徴収するのが）100円で、必要であれば支払いながら引き続き利用していただけるのかと思いますので、使用料についてはしばらく様子見をしていこうと考えております。
- 高橋委員** 32ページの使用許可書（様式第2号）は、（現行では）葉書になっているんですけども、これは葉書の方が安いとかそういう理由でしょうか。

生涯学習課長 今までは葉書を出すようにしていましたが、改正案のとおり、使用許可書を、何人利用で使用料がいくらかを明記するような形にさせていただきます。

高橋委員 葉書の形をやめるんですね。

寺岡教育長 別府市立少年自然の家「おじか」の将来的なあり方についても、今から検討に入ってくると思います。その他、よろしいでしょうか。
では、引き続いて議事日程第 10、議第 73 号 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について、お願いします。

生涯学習課長 議第 73 号 別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。
先ほどご審議いただきました別府市立少年自然の家の設置および管理に関する条例の一部改正に合わせ、条例施行規則の一部改正でございます。これにつきましても、38 ページから 41 ページまでに新旧対照表を掲載しております。左が改正案でございます。第 2 条で若干文言の整理をする中で、使用許可書の内容を当たりつつ、交付するように一部改正をしております。また、第 4 条が使用料の減免ということで、先ほど説明したとおり別府市内の小中学生等は免除という形で、再度掲載させていただいております。第 5 条で使用料の還付について新たに加え、使わない場合は使用の 3 日前までに申請した場合は全額を免除し、それ以外の場合は支払っていただく形で整理しております。以上でございます

寺岡教育長 委員の皆様、何かございましょうか。
議事日程第 9 については、第 5 条の文言を修正する等条件を整えた上で、議事日程第 10 とともに再提案するというところでよろしいでしょうか。

※全委員了承、継続審議へ

◎ 平成 28 年度「別府市教育行政基本方針」について

寺岡教育長 それでは、議事日程第 2 に戻りたいと思います。議第 65 号 平成 28 年度「別府市教育行政基本方針」について、非公開といたしますので、関係者以外の方は退席をお願いします。

※関係者以外退席

以下非公開

※審議の結果、議第 65 号は継続審議となった。

◎ 報告事項（１）

【概要】 ※平成 27 年第 4 回市議会定例会の教育委員会に関連する議案や質問等について、教育参事より市議会の日程、議案質疑、及び常任委員会（厚生環境教育委員会）の概要を、各担当課長及び参事より一般質問にかかる質疑応答の概要を、それぞれ報告した。

寺岡教育長 ありがとうございます。膨大な質疑に対する答弁がございましたが、何かございませんでしょうか。
報告事項（１）はよろしゅうございますか。

※全委員了承

◎ その他（１）

【概要】 ※教育次長兼教育総務課長より、別府市立山の手小学校の校章について、別府市立青山小学校と別府市立西小学校の全児童から応募し、両校の校長や PTA 会長等との検討会で協議した結果、最終的に 1 つずつ残った両校の児童の作品を 1 つに合わせた形で案を作り、それぞれの児童と保護者に説明して、了承を得たことを説明した。

寺岡教育長 選定の結果等の説明がございましたが、ご意見等ございましたらお願いします。

高橋委員 43 ページの左上は、原本はピンク色じゃなかったですかね。

教育次長 そうですね、ピンク色のデザインでしたね。

明石委員 （校章案の）外側の丸い部分の色は、これでいいのかなと思うんですが、何色というんですかね。

高橋委員 群青色か、藍色ですかね。

小野委員 藍色ですね。

明石委員 ピンク色等の明るい色がいいかもしれないですね。

寺岡教育長 藍色の所をピンク色にということですね。

明石委員 何か暗い感じがするから。

教育次長 もう少し明るい色がいいということですね。

明石委員 明るい色がいいと思います。

寺岡教育長 外面的な部分はよろしいですか。別府市立青山小学校と別府市立西小学校両校からの作品を合わせておりますが。

福島委員 この（校章）案は、誰かプロに見てもらったんですか。

教育次長 中学校の美術教員に校正をしていただきました。元々、子どもが描いたデザインをそのまま生かして、変えていません。

福島委員 いいんですけど、（両校の作品のどちらを）上にするか下にするか等があるので、デザイナーの教育を受けている人に見てもらったら、もう少しすっきりするんじゃないですかね。ちょっとごちゃごちゃしている感じがします。例えば、これを刺繍するといったら大変ですよ。

明石委員 確かに複雑ですね。

福島委員 複雑だから、物凄く高い刺繍になりますよ、これは。

明石委員 シンプルな方がいいかもしれないですね。あれもこれも入れてこうなったんですね。

福島委員 そうですね。いいんですけど、修正してもらうことはできませんか。

教育次長 一度検討させていただきます。

福島委員 もしするのであれば、ご紹介します。

教育次長 是非よろしくお願ひします。

寺岡教育長 そういうご意見をいただいたということで、よろしくお願ひします。では、山の手小学校の校章については、よろしいでしょうか。

※全委員了承

◎ 閉会

寺岡教育長 以上で平成 27 年 12 月の定例教育委員会の議事は全て終わりましたが、何か全体的にございますか。

よろしいですか。以上をもちまして、平成 27 年 12 月の定例教育委員会を全て終わりたいと思います。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。